

みなかみ読者ニュース

発行所 日本共産党みなかみ町委員会 みなかみ町相保58
代表 林 誠行・連絡先 党利根沼田地区事務所 Tel.23-1519

◆穂苅清一議員・原沢良輝議員の活動をお知らせします。ご意見・ご要望をお寄せ下さい。

5月臨時議会報告

5月28日に1日限りの臨時議会が開かれ、町長単独による「専決処分」をした案件が9件報告されました。通常の提案と同じく、質疑、討論、採択が行われ、7件は全会一致、2件は賛成多数で可決しました。

日本共産党は、町営住宅明渡しとその費用が計上された一般会計予算に反対しました。議案は9件のうち、職員の給与カットと国保税の大幅値上げの条例に反対しましたが、すべて可決しました。

日本共産党議員団の一般質問

6月12日午前9時から穂苅、原澤の順で3人です。

原沢良輝議員の一般質問

1. 水源の美味しい水・安全な水を町民に

水源の水は美味しい。しかし、水道法で塩素が0.1mg/ℓ以上と決められているため、水源の町の水道水も塩素が加えられてしまう。町だけでなく、日本全体の問題もあります。— 中略 —
塩素は水道施設を痛め、補修費もかかります。

①塩素を混入しない「美味しい水特区」をつくってはどうか

②塩素混入を前提にした急速濾過方式ではなく、新しく、微生物、微小動物を利用した「生物浄化方式（緩速）」を取り入れることを検討してはどうか

2. 学校建設について

緊急経済対策等で学校建設に対する補助率のアップや耐震工事の緊急性や予算不足を理由に変更された「水上地区教育施設整備計画」を答申どおりに戻してはどうか

3. 税金の延滞金について

いろいろの理由で税金を納められなかった町民が、納めようとするときに負担が大きすぎる。— 中略 —
理由によって減免や免除など考慮しても良いのではないか

国保税大幅アップが可決 反対した議員は4人

国民健康保険税の条例で、保険料（税）を56%引き上げる「改正」が出され、可決されました（ただし一般会計から28%繰入れるとの前提です）反対したのは、穂苅、原澤、速水、前田の各議員です。町村合併後、水道料をはじめ介護、後期高齢者医療など次々に町民の負担は増えています。3年間保険料の値上げをしなかったからと云っても、一気に実質28%の値上げに町民は納得できるはずありません。

町長はかねがね56%の大幅増税の必要を発言し、うち1/2の28%を一般会計から繰り入るとしてきました。しかし28%の繰り入れの根拠や担保はありません。あくまでも町長の約束です。しかも現在4270世帯（8301人）の国保加入は、町内の51.8%の世帯であり、うち60才以上は42%も占めています。滞納世帯も390世帯で、保険証を持たない世帯は31世帯です。値上げによりさらに滞納世帯が増えることが心配です。

6月定例議会が開かれます。どうぞ傍聴に！

6月11日（木）～19日（金）みなかみ庁舎6階
11、12、19の各日は午前9時より

穂苅清一議員の一般質問

1. 町民の生命、住まいを守る上で、総合相談窓口の設置について

- ①合併後の町の企業倒産等の件数をどのように把握しようとしているのか
- ②そこで働いていた町民の生活実態について
- ③生活保護の相談件数と申請及び保護決定の件数について
- ④町営住宅家賃滞納の実態と明渡しにより住まいを失う町民になぜ救済の手を差しのべないのか
- ⑤いま、町に町民の生活相談窓口の設置は避けられない急務となっていると思うが、その考えについて

2. 非核宣言自治体としての責務と施策について

- ①オバマ大統領の4月5日プラハでの「米国は核兵器のない世界を追求する」との演説について町長はどのように受け止めるか
- ②広島、長崎を2度とくり返さないために「核兵器廃絶平和宣言」を群馬県をはじめ、37市町村すべての議会が決議しているが、この宣言の果たす役割をどのように考えているか
- ③非核宣言自治体協議会に加入した本町は、他の自治体の平和施策に学び、今後具体的にどのようにすべきとしているか



専 決 処 分 書

地方自治法179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成●●年●月●日

みなかみ町長 鈴木 和 雄

記

町は次のとおり訴訟を提訴する。

- 1 相手方
住所
氏名
みなかみ町
氏名
- 2 訴訟の内容
相手方は、町営住宅入居者であるが、その家賃を長期にわたり滞納し、また、その家賃の分納について、町と再三にわたり誓約を交わしたにもかかわらず一向に履行する意思がみられない。さらには保証人からの信用も失っているため、保証債務が履行される見込みもない。これらから、これ以上の催告等を行っても改善の余地はないと判断し、町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求の訴訟を提訴するものである。
- 3 訴訟の遂行方針
訴訟において、上記内容が容認されないときは、上訴するものとする。

たった一枚の紙切れで
町営住宅を追い出し！